

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年 6 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 5 号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第47号）の施行期日は、令和元年 7 月 1 日とする。